



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年6月13日（金） 第10305号

目次

ページ

規則

- 群馬県立農林大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（農業構造政策課） 2

公告

- 土地改良区役員の退任の届出（農村整備課） 3
○土地改良区清算人の就任の届出（同） 3

選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 4

公安委員会規則

- 群馬県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例施行規則（生活安全企画課） 5

落札

- 落札者等の決定（エンターテインメント・コンテンツ課） 16
○同（教育委員会管理課） 16
○同 16
○同 17
○同（警察本部会計課） 17

■ 規 則

群馬県立農林大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和七年六月十三日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県規則第四十四号

群馬県立農林大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

群馬県立農林大学校の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和五十八年群馬県
規則第十四号）の一部を次のように改正する。
第十八条第二項ただし書中「申請書」を「減免申請書」に改め、「又は同条第六
項に規定する継続願を提出した者」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のとおり土地改良区役員の退任の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年6月13日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良区名	理 事 監 事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
古巻中部	理 事	退 任	市川一男	渋川市有馬378番地1
	同	同	柴崎芳郎	同 同 494番地
	同	同	柴崎さえ子	同 同 乙510番地
	同	同	高津勝司	同 同 537番地
	同	同	飯塚勝司	同 同 567番地2
	同	同	中村昭典	同 同 1173番地
	同	同	木村正	同 八木原539番地
	同	同	外丸春男	同 同 901番地
	同	同	廣田勝次	同 同 903番地
	同	同	飯塚貴一	同 同 906番地
	同	同	中澤初	同 同 924番地1
	同	同	俣田英昭	同 同 1050番地1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により次のとおり清算法人古巻中部土地改良区の清算人の就任の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第19項の規定により公告する。

令和7年6月13日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良区名	清算人 監 事 の 別	区 分	氏 名	住 所
古巻中部	清算人	就 任	市川一男	渋川市有馬378番地1
	同	同	柴崎芳郎	同 同 494番地
	同	同	柴崎さえ子	同 同 乙510番地
	同	同	高津勝司	同 同 537番地

	同	同	飯塚勝司	同 同 5 6 7 番地 2
	同	同	中村昭典	同 同 1 1 7 3 番地
	同	同	木村正	同 八木原 5 3 9 番地
	同	同	外丸春男	同 同 9 0 1 番地
	同	同	廣田勝次	同 同 9 0 3 番地
	同	同	飯塚貴一	同 同 9 0 6 番地
	同	同	中澤初	同 同 9 2 4 番地 1
	同	同	俣田英昭	同 同 1 0 5 0 番地 1

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

令和7年6月13日

群馬県選挙管理委員会委員長 片 野 清 明

- 1 群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 31, 559
- 2 群馬県における選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 297, 244
- 3 群馬県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
北群馬郡	10, 105
甘楽郡	5, 882
吾妻郡	14, 328
利根郡	8, 711
佐波郡	9, 860
邑楽郡	26, 296
前橋市	91, 324
高崎市	102, 146
桐生市	29, 257
伊勢崎市	55, 628

太田市	58, 542
沼田市	12, 503
館林市	20, 270
渋川市	20, 755
藤岡市・多野郡	18, 385
富岡市	12, 806
安中市	15, 592
みどり市	13, 598

■ 公安委員会規則

群馬県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例施行規則をここに公布する。

令和7年6月13日

群馬県公安委員会委員長 竹 内 健

群馬県公安委員会規則第10号

群馬県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、群馬県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例（令和7年群馬県条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（自動車等に該当するもの）

第3条 条例第2条第2号の公安委員会規則で定めるものは、別表第1の左欄に掲げる種別の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

（条例第2条第4号の公安委員会規則で定める規模）

第4条 条例第2条第4号の公安委員会規則で定める規模は、面積が350平方メートルであることとする。

（ヤード内自動車等関連事業の開始届出）

第5条 条例第3条第1項の規定による届出は、ヤードごとにヤード内自動車等関連事業開始届出書（別記様式第1号）を当該届出に係るヤードの所在地を管轄する警察署長（当該届出に係る一のヤードが2以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署長。以下「管轄警察署長」という。）を経由して公安委員会に提出することにより行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 ヤードの平面図及び周囲の略図

二 条例第3条第1項の規定による届出をしようとする者（以下この条において「届出者」という。）が当該届出に係るヤードの土地又は建物の使用について権原を有することを証する書類

三 届出者が個人である場合は、次に掲げる書類

ア 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）を記載したものに限る。以下同じ。）

イ 届出者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（当該法定代理人が法人である場合にあっては、当該法人の定款、登記事項証明書及び代表者の住民票の写し）

四 届出者が法人である場合は、当該法人の定款、登記事項証明書及び代表者の住民票の写し

3 公安委員会は、条例第3条第1項の規定による届出があったときは、当該届出をした者に対し、届出番号を知するものとする。

（変更の届出）

第6条 条例第3条第2項の規定による変更の届出は、ヤード内自動車等関連事業届出事項変更届出書（別記様式第2号）を管轄警察署長を経由して公安委員会に提出することにより行うものとする。

2 前項の届出書には、前条第2項に規定する書類のうち当該変更に係る書類を添付するものとする。

（休止等の届出）

第7条 条例第3条第3項の規定による休止若しくは廃止又は再開の届出は、ヤード内自動車等関連事業休止等届出書（別記様式第3号）を管轄警察署長を経由して公安委員会に提出することにより行うものとする。

（相手方の確認方法）

第8条 条例第4条の公安委員会規則で定める方法は、次の各号に掲げる相手方（同条に規定する相手方をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 法人 名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びにヤード内自動車等関連事業者との間で現に自動車等の引渡しの任に当たっている個人（次条において「取引担当者」という。）の氏名、住所、生年月日、職業及び国籍（外国人に限る。以下同じ。）の申出を受けるとともに、運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（次号及び第14条第2項において「個人番号カード」という。）その他の同人の身元を確かめるに足る資料の原本の提示を受ける方法

二 個人 氏名、住所、生年月日、職業及び国籍の申出を受けるとともに、運転免許証、個人番号カードその他の同人の身元を確かめるに足る資料の原本の提示を受ける方法

（条例第4条第1号の公安委員会規則で定める事項）

第9条 条例第4条第1号の公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 取引担当者が日本人である場合 氏名、住所、生年月日及び職業

二 取引担当者が外国人である場合 氏名、住所、生年月日、職業及び国籍（ただし、取引担当者が本邦内に住所を有しないで本邦に在留する外国人であって、その所持する旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下この号において「入管法」という。）第2条第5号に規定する旅券をいう。以下この号において同じ。）又は乗員手帳（入管法第2条第6号に規定する乗員手帳をいう。以下この号において同じ。）の記載によって当該外国人のその属する国における住所を確認することができないものである場合（入管法の規定により認められた在留又は上陸に係る旅券又は許可書に記載された期間が90日を超えないと認められる外国人を含む。）は、氏名、居所、生年月日、職業、国籍及び旅券等（旅券又は乗員手帳をいい、当該外国人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。）の番号）

（条例第4条第2号の公安委員会規則で定める事項）

第10条 条例第4条第2号の公安委員会規則で定める事項は、前条の規定を準用する。

（記録の作成の方法）

第11条 条例第6条第1項の規定による記録の作成は、次に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。ただし、同項に規定する取引記録に記録する事項のうち、条例第4条の規定により提示を受けた書類に記載され

た事項（氏名を除く。）については、当該書類の写しの作成をもってこれに代えることができる。

- 一 条例第6条第1項各号に掲げる事項を取引の順に記載することができる様式の書類に記載し、又は当該事項に係る書類その他の物を添付する方法
- 二 取引伝票その他これに類する書類であって条例第6条第1項各号に掲げる事項を取引ごとに記載することができる様式の書類に記載し、又は当該事項に係る書類その他の物を添付して取引の順にとじ合わせる方法
- 三 条例第6条第1項各号に掲げる事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。第13条及び第14条において同じ。）により記録する方法

（記録の作成事項）

第12条 条例第6条第1項第6号の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 条例第6条第1項の規定により自動車等を引き渡す場合は、当該自動車等の引渡しを受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 別表第2の左欄に掲げる品目の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事項

（記録の保存の方法）

第13条 条例第6条第2項の公安委員会規則で定める記録の保存の方法は、第11条第1号及び第2号に規定する書類に記載する方法により作成された記録を当該ヤード内において直ちにその内容を確認できる状態で備え付ける方法又は同条第3号に規定する電磁的方法により作成された記録を当該ヤード内において直ちにその内容を電子計算機の映像面若しくは書面に表示する方法とする。

（従事者名簿の備付けの方法）

第14条 条例第7条の規定による名簿（以下この条及び次条において「従事者名簿」という。）の備付けは、ヤードにおける業務に従事する者（以下この条及び次条において「従事者」という。）が退職した日から起算して3年を経過する日まで、その者に係る従事者名簿をヤードに備え付ける方法により行わなければならない。

- 2 従事者名簿の記載に当たっては、従事者の運転免許証、個人番号カードその他の従事者の身元を確かめるに足る資料の原本の提示を受けた上で行うものとする。
- 3 従事者名簿の備付けの方法は、従事者名簿をヤード内自動車等関連事業に係るヤード内において直ちにその内容を確認できる状態で備え付ける方法又は電磁的方法により作成された従事者名簿をヤード内自動車等関連事業に係るヤード内において直ちにその内容を電子計算機の映像面若しくは書面に表示する方法とする。

（従事者名簿の記載事項）

第15条 条例第7条の公安委員会規則で定める事項は、従事者の氏名、住所、性別、生年月日、国籍、採用年月日、退職年月日及び前条第2項の規定により提示を受けた資料の種類とする。

- 2 従事者名簿の様式は、別記様式第4号のとおりとする。

（標識の様式）

第16条 条例第8条に規定する標識の様式は、ヤード内自動車等関連事業届出済標識（別記様式第5号）とし、記載事項を日本語で表示するものとする。

（標識の掲示方法）

第17条 条例第8条に規定する標識は、ヤードの出入口その他周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に掲示するものとする。

（標識の閲覧）

第18条 条例第8条の公安委員会規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 常時使用する従業者の数が5人以下である場合
- 二 当該ヤード内自動車等関連事業者が管理するウェブサイトを持っていない場合

2 条例第8条の規定による公衆の閲覧は、当該ヤード内自動車等関連事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（ヤードの内部を外部から見通すことができる構造）

第19条 条例第10条に規定するヤードの内部を外部から見通すことができる構造は、工作物により当該ヤードの内部における自動車等の保管又は解体の状況に係る外部からの視認が完全に妨げられない構造とする。

（身分を示す証明書）

第20条 条例第11条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式第6号）とする。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第1条から第7条まで、別表第1及び別記様式第1号から別記様式第3号までの規定は、同年7月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1 自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（次に掲げるものを除く。別表第2において同じ。） (1) 競走用自動車（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行の用に供するものを除く。） (2) 自衛隊の使用する装甲車両 (3) ホイール式高所作業車 (4) 無人搬送車 (5) 構内けん引車 (6) 走行台車（道路以外の場所のみにおいて用いるものであって、運搬の用に供するものに限る。） (7) 重ダンプトラック (8) ドリルジャンボ (9) コンクリート吹付機 (10) ロードヒータ (11) 遊戯用自動車
2 原動機付自転車	道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車（別表第2において同じ。）
3 自転車	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車
4 自動車部品	前記1に規定する自動車の原動機、動力伝達装置又は走行装置であって次に掲げるもの（現に自動車に取り付けられているものを除く。） (1) 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第3条第1号に規定する原動機 (2) 動力伝達装置のうち、道路運送車両法施行規則第3条第2号に規定するクラッチ、トランスミッション、プロペラ・シャフト又はデフアレシヤル (3) 走行装置のうち、道路運送車両法施行規則第3条第3号に規定するフロント・アクスル、前輪独立懸架装置（ストラットを除く。）又はリア・アクスル・シャフト

別表第2（第12条関係）

1 自動車検査証（道路運送車両法第60条第1項に規定する自動車検査証をいう。以下この表において同じ。）又は軽自動車届出済証（道路運送車両法施行規則第63条の2第3項に規定する軽自動車届出済証をいう。以下この	(1) 当該自動車検査証若しくは軽自動車届出済証の写し又は自動車検査証記録事項が記録された書面（自動車検査証の原本を除く。） (2) 委任状、譲渡証明書（道路運送車両法第33条第1項に規定する譲渡証明書をいう。以下この表において同じ。）その他の当該相手方が当該自動車を当該ヤード内自動車等関連事
---	--

表において同じ。)を備え付けている自動車（小型特殊自動車及び原動機付自転車を除く。以下この表において同じ。）	業者に引き渡す権原を証明するに足りる書類の写し（相手方（条例第4条に規定する相手方をいう。以下この表において同じ。）と当該自動車に係る自動車検査証又は軽自動車届出済証に所有者として記録された者とが異なると認められるときに限る。）
2 自動車検査証又は軽自動車届出済証を備え付けていない自動車で、自動車検査証又は軽自動車届出済証の交付を受けているもの	(1) 次に掲げるいずれかの書類の写し ア 道路運送車両法施行規則第2条の3第2号に規定する登録識別情報等通知書（以下この表において「登録識別情報等通知書」という。） イ 道路運送車両法第69条第4項に規定する自動車検査証返納証明書（以下この表において「自動車検査証返納証明書」という。） ウ 道路運送車両法施行規則第63条の6第3項に規定する軽自動車届出済証返納証明書（以下この表において「軽自動車届出済証返納証明書」という。） (2) 委任状、譲渡証明書その他の当該相手方が当該自動車を当該ヤード内自動車等関連事業者に引き渡す権原を証明するに足りる書類の写し（当該相手方と当該自動車に係る登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は軽自動車届出済証返納証明書に所有者として記載された者とが異なると認められるときに限る。）
3 自動車検査証又は軽自動車届出済証を備え付けていない自動車で、自動車検査証又は軽自動車届出済証の交付を受けていないもの	(1) 当該自動車の車台番号 (2) 契約書、領収書その他の当該相手方が当該自動車の所有権を取得した経緯を証明するに足りる書類の写し
4 小型特殊自動車又は原動機付自転車（以下この表において「原動機付自転車等」という。）	当該原動機付自転車等の標識交付証明書の写し又は当該原動機付自転車等の車台番号

別記様式第1号(規格A4)(第5条関係)

ヤード内自動車等関連事業開始届出書

年 月 日

群馬県公安委員会 宛て

住所

氏名又は名称

電話番号

群馬県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例第3条第1項の規定により届出をします。

ヤードの名称		
ヤードの所在地		電話番号
ヤードの概要	規模	
	設備	
代表者 (法人の場合)	住所	電話番号
	(フリガナ)	
	氏名	
備考		

- 備考 1 ヤードが複数ある場合は、ヤードごとに届出をすること。
- 2 届出者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合は、法定代理人の氏名及び住所を備考欄に記載すること。
- 3 届出者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合は、法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名を備考欄に記載すること。
- 4 その他参考となる事項については、備考欄に記載すること。

別記様式第2号（規格A4）（第6条関係）

ヤード内自動車等関連事業届出事項変更届出書

年 月 日

群馬県公安委員会 宛て

住所

氏名又は名称

電話番号

年 月 日付け届出に係る事項について、以下のとおり変更したので、群馬県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例第3条第2項の規定により届出をします。

変更年月日		
変更の内容	新	旧
変更の理由		

別記様式第3号(規格A4)(第7条関係)

ヤード内自動車等関連事業休止等届出書

年 月 日

群馬県公安委員会 宛て

住所

氏名又は名称

電話番号

年 月 日付け届出に係るヤードについて、休止・廃止・再開をしたので、群馬県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例第3条第3項の規定により届出をします。

ヤードの名称	
ヤードの所在地	電話番号
休止若しくは廃止 又は再開の年月日	
休止若しくは廃止 又は再開の理由	

備考 1 休止若しくは廃止又は再開するヤードが複数ある場合は、ヤードごとに届出をすること。

2 「休止・廃止・再開」の箇所は、該当するいずれかを○で囲むこと。

別記様式第4号(規格A4)(第15条関係)

従事者名簿

(群馬県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例)

ふりがな	
氏名	
住所	電話番号
性別	男 ・ 女
生年月日	年 月 日生
国籍	
日本国籍を有しない場合	☐ 在留資格(内容:) 在留期間 年 月 満了日 年 月 日 ☐ 特別永住者
従事者から提示を受けた資料	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ その他()
採用年月日	年 月 日
退職年月日	年 月 日

備考 □印の箇所は、該当するものにレ印を付すること。

別記様式第5号（第16条関係）

ヤード内自動車等関連事業届出済標識	
届 出 年 月 日	年 月 日
届 出 警 察 署	警察署
届 出 番 号	群馬県公安委員会 第 号
ヤ ー ド の 名 称	
ヤ ー ド の 所 在 地	
届 出 者 の 氏 名 (名称・代表者の氏名) 連 絡 先 の 電 話 番 号	電話番号

備考 1 文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。

2 標識をヤードに掲示する場合には、材質は、プラスチック又はこれと同程度以上の耐久性を有するものとし、大きさは、縦20センチメートル以上、横30センチメートル以上とする。

別記様式第6号（第20条関係）

（表面）

← 8.6センチメートル →		5.4 センチメートル
写 真	第 号 身 分 証 明 書 官 職 氏 名 年 月 日 群馬県公安委員会 印	

上記の者は、群馬県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例第11条第1項の規定による立入検査等に従事する警察職員であることを証明する。

（裏面）

群馬県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例（抜粋）

（立入検査等）

第11条 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、警察職員にヤード内自動車等関連事業を行っている者と認められる者の事務所、ヤードその他の施設に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

■ 落札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和7年6月13日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 随意契約に係る特定役務の名称 令和7年度群馬県バーチャルプロダクション地域素材開発業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県知事戦略部エンターテインメント・コンテンツ課
群馬県前橋市大手町1-1-1
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和7年5月20日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 東映株式会社 東京都中央区銀座3-2-17
- 5 随意契約による契約金額 49,875,760円
- 6 契約の相手方を決定した手続 公募型プロポーザル
- 7 公示をした日 令和7年3月11日
- 8 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

次のとおり落札者を決定した。

令和7年6月13日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

- 1 落札に係る借入件名及び数量 群馬県立学校用パーソナルコンピュータ2,311台及び関係機器一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県教育委員会事務局管理課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和7年5月12日
- 4 落札者の名称及び所在地 F L C S株式会社 関東信越支店 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地20
- 5 落札金額 1,841,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和7年4月1日

次のとおり落札者を決定した。

令和7年6月13日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

- 1 落札に係る借入件名及び数量 群馬県立学校用パーソナルコンピュータ765台及び関係機器一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県教育委員会事務局管理課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和7年5月26日

- 4 落札者の名称及び所在地 F L C S株式会社 関東信越支店 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地20
- 5 落札金額 93,324,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和7年4月15日

次のとおり落札者を決定した。

令和7年6月13日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

- 1 落札に係る調達件名 群馬県立学校校務系ネットワーク（G S N）の通信環境強化
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県教育委員会事務局管理課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和7年5月26日
- 4 落札者の名称及び所在地 東日本電信電話株式会社 群馬支店 群馬県高崎市高松町3番地
- 5 落札金額 33,087,627円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和7年4月15日

次のとおり落札者を決定した。

令和7年6月13日

群馬県警察本部長 倉 木 豊 史

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 通信機器等賃借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和7年6月4日
- 4 落札者の名称及び所在地 N T T ・ T Cリース株式会社 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目9-6
- 5 落札金額 585,169,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和7年4月25日

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
